

～職場内で掲示・回覧をお願いします～

健康保険委員だより



事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参をお願いします。



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。



(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

どんないいことが? 7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成率については、各都府県が異なります。

POINT5 医療保険の資格確認がスムーズ!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求取り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

健康保険証利用申込のお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

協会けんぽ山口支部では、事業所における従業員への健康づくりを推進しています。その一環として、山口県健康づくりセンターで実施されている事業についてご紹介いたします。健康づくりへの意識向上・日常化にご活用ください。

山口県健康づくりセンターの健康づくりに関する資料提供を活用してみませんか

山口県健康づくりセンターでは、地域や各団体等の健康づくり活動を支援するため、健康づくりに関する教材(生活習慣病、禁煙、運動、栄養など)の貸出等を無料で行っています。数多くあるラインナップの中から、新たに始めた提供教材についてご紹介いたします。

健康づくりに関する資料提供 効果的な健康づくりの推進にお役立ていただけるよう、啓発用チラシや社内報として印刷・配布できる資料を作成し、PDF データを無料でご提供しています。

※ご希望の資料の原本(カラー)を1枚、データまたは紙媒体でご提供しています。

健康づくりに関する資料をご希望の際は...

①希望の資料を選ぶ → ②入手方法を選ぶ(メール・手交・郵送) → ③資料提供申込書を記入後、FAX

※申込書は、山口県健康づくりセンターホームページにて入手できます。

～ 従業員の方の健康を守るために～

定期健診結果のご提供をお願いします

提供いただくメリット

- ◎ 特定保健指導(健康サポート)が無料で受けられます。
→ 保健師・管理栄養士が生活習慣改善のサポート(3～6か月)を行います。
- ◎ 健診結果を反映した「企業健康カルテ」が作成できます。
→ 健康度を“見える化”し、事業所の健康課題や傾向の把握に活用できます。

企業健康カルテ
(健康経営)について



結果提供の流れ

- ① 健診結果提供に関する同意書をご提出ください。
- ② 「健診結果の写し」と「質問票兼同意書」をご提出ください。
※ 山口支部と結果提供契約を結んでいる健診機関からは、直接結果が提供されます。
健診機関や提出書類等の詳細は山口支部ホームページをご確認ください。(QRコードをチェック)

健診結果の提供や
保健指導について



まずは ① 同意書を提出

② 健診結果を提供



- ・ 特定保健指導の案内
- ・ 企業健康カルテの作成

山口支部では、以下の企業へ各事業所の健診結果取得に関する業務委託を行っています。

令和3年度業務委託先	株式会社 グッドスタッフ (福岡市博多区)
	○ 委託期間: 令和4年3月31日まで ○ 電話番号: 0120-403-103

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

健康保険委員の「健康づくりの取り組み」を訪ねて

今回から、健康保険委員の方が取り組んでおられる、従業員の皆様の「健康づくりの取り組み」をご紹介します。第1回目は「富士産業株式会社」様です。富士産業株式会社様は「やまぐち健康経営企業認定制度」にもご登録いただき、健康づくりに積極的に取り組まれています。

ご対応いただいたのは、統括部長の村田義朗様と、健康保険委員で課長の岡本美樹様です。



ご対応いただいた
(左) 岡本様と(右) 村田様

富士産業株式会社様の紹介
山陽小野田市にある、各種産業設備の販売・保守および一般・官公庁など様々な建築を行っている事業所様です。

- ◎ **どのような思いで健康づくりに取り組まれていますか。**
従業員が年齢を重ねるにつれ、健診結果が悪くなっているように感じました。現場で働く従業員にとっては健康が第一との思いから、健康づくりの取り組みを行っています。
- ◎ **健診やその後の2次健診、特定保健指導についてお聞かせください。**
当社では、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診しています。各種がん検査も含まれているため従業員の安心につながると考えています。本人希望をもとに会社で受診の予約を取っています。
再度検査が必要な従業員へは、産業医と相談のうえ本人へ文書で受診を案内しています。文書には受診した日付等を記載する欄があり、受診結果を提出してもらうことにしています。以前は声掛けだけで、あまり効果がなかったのですが、受診結果を提出してもらうように変更したことで皆さん受診するようになりました。
特定保健指導が必要な従業員へも本人の希望日を確認のうえ、協会けんぽの保健師と日程調整し、本人へ案内しています。前向きに保健指導を受けてもらうことで、対象者も減少傾向にあります。

- ◎ **健康づくりの取り組みについてお聞かせください。**
血圧計や血中酸素濃度計を置いて、従業員の体調管理ができるようにしています。また、運動対策として、やまぐち健幸アプリに会社として参加し、チャレンジ月間で10位入賞したこともあります。



退職される方の保険証は、 退職日の翌日から 使用できません

退職される方とその扶養家族の方の保険証は、退職日までご使用いただけます。
退職日の翌日から使用できませんので、ご注意ください。

退職するけんぽ君 と総務担当者さんのやりとり



このようにならないためには・・・

- 退職日の翌日以降は保険証を使用しないこと。
- 退職等で保険証が変わる際は、その旨を病院に伝えること。
- 受診する際は、必ず保険証を提示すること。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。